町税収納向上計画

ソリューションプランⅤ

令和８年１０月

毛呂山町

目　　次

序　章　はじめに　……　1

第１章　検証と成果　……　2

１　収納率
２　滞納繰越額
３　執行停止額
４　差押
５　各取組

第２章　町税等の現状と課題　……　5

１　現年課税分
２　滞納繰越分
３　税目

第３章　計画期間　……　7

第４章　目標　……　7

１　事業目標
２　収納率
３　滞納繰越額
４　差押

第５章　基本方針　……　8

第６章　具体的な取組　……　9

１　現年課税分の徴収強化
２　滞納繰越分の早期完結の徹底
３　納税相談等の充実
４　納税環境の整備
５　課税客体の的確な把握
６　その他

序章　はじめに

「毛呂山町町税収納向上計画　ソリューションプラン」は、平成 17 年度に策定された「毛呂山町行財政集中改革プラン」（計画期間：平成 17 年度から平成 21 年度まで）に盛り込まれた町税の徴収目標達成のために定めたものである。

その後、平成 23 年度に「毛呂山町町税収納向上計画　ソリューションプランⅡ」（計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度まで）、平成 28 年度に「毛呂山町町税収納向上計画　ソリューションプランⅢ」（計画期間：平成 28 年度から令和２年度まで）、令和３年度に「毛呂山町町税収納向上計画　ソリューションプランⅣ」（計画期間：令和３年度から令和７年度まで）が作成された。

これらの計画に基づく継続的な取組により、収納率の向上と滞納繰越額の圧縮を実現することができた。今後においても、町政の安定的な運営を図る上で、自主財源の根幹である町税の確保に努めることは重要な課題である。

「毛呂山町町税収納向上計画　ソリューションプランⅤ」（以下「本プラン」）は、第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画における現年分収納率向上の成果指標を踏まえて作成し、令和８年度から令和 12 年度の５年間を計画期間としている。

より一層の収納率向上に向けた取組を行い、納税者における税の公平を確保するとともに、納税者の町税行政に対する信頼をより確かなものにすることを目的とする。

第１章　検証と成果

「ソリューションプランⅣ」で目標とした収納率および滞納繰越額等について検証を行う。

１　収納率

計画期間最終年度である令和７年度の収納率は、個人町民税では目標値を下回る結果となった。この要因は、令和５年度、令和６年度の２か年において高額な過年度随時課税が発生し滞納繰越となったことによるものである。固定資産税では、現年課税分と合計について目標値を上回ることができたものの、町税合計（国民健康保険税を除く。）では、最終的に目標値を下回る結果となった。国民健康保険税では、滞納繰越分および合計について目標値を上回る結果となった。

目標と実績（上段：目標値、下段：実績値、２年度は実績値のみ）　単位：％

税目		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
個人町民税	現年	99.20	99.30	99.40	99.50	99.60	99.70
			99.31	99.17	99.02	98.85	99.06
	滞繰	43.40	43.50	43.60	43.70	43.80	43.90
			43.06	44.39	48.61	47.02	36.70
	合計	97.77	98.32	98.69	98.94	99.14	99.32
			98.33	98.59	98.42	98.18	98.17
固定資産税	現年	95.31	98.80	98.90	99.00	99.10	99.20
			99.06	98.99	99.11	99.18	99.20
	滞繰	25.42	*60.00	34.00	36.00	38.00	40.00
			61.02	27.15	21.05	22.77	24.36
	合計	92.07	95.87	96.41	96.97	97.47	97.87
			96.19	96.79	97.05	97.61	97.90
町税合計	現年	97.58	99.12	99.21	99.30	99.38	99.47
			99.22	99.11	99.12	99.06	99.17
	滞繰	32.06	55.64	35.93	37.21	38.54	39.87
			56.27	31.17	29.72	31.22	29.85
	合計	95.38	97.29	97.72	98.07	98.38	98.64
			97.42	97.80	97.85	97.95	98.12
国民健康保険税	現年	92.68	94.00	94.20	94.40	94.60	94.80
			93.41	93.00	93.21	93.23	93.54
	滞繰	24.07	25.00	26.00	27.00	28.00	29.00
			24.99	26.46	28.85	33.68	40.27
	合計	78.84	82.03	83.02	83.83	84.53	85.12
			81.67	83.79	84.09	85.96	88.05

*新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の期限が到来するため、目標納税率が高くなっている

*塗りつぶし部分は目標達成。以下同様。

２　滞納繰越額

令和７年度の滞納繰越額は、個人町民税の現年課税分が目標に届かなかった影響により、町税合計の滞納繰越額は目標値を下回る結果となった。この要因は、個人町民税において高額な過年度随時課税が発生し滞納繰越になったことによるものである。

国民健康保険税では、目標値を上回る結果となった。

目標と実績（上段：目標値、下段：実績値、２年度は実績値のみ）　単位：千円

税　目	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
個人町民税	28,715	20,000	16,000	12,000	10,000	8,000
		17,527	19,902	19,874	24,427	27,544
固定資産税	109,024	52,000	45,000	38,000	32,000	27,000
		43,785	38,809	33,614	29,934	27,540
町税合計	152,370	81,000	69,000	58,000	49,000	42,000
		70,299	68,277	61,353	62,439	62,286
国民健康保険税	153,440	137,000	127,000	118,000	111,000	105,000
		115,382	108,546	88,918	81,225	85,234
合計	305,810	218,000	196,000	176,000	160,000	147,000
		185,681	176,823	150,271	143,664	147,520

３　執行停止額

滞納者の預貯金、不動産、自動車など差押可能な財産について徹底した調査を実施し、徴収困難な租税債権について適正な執行停止処分を行ったものの、合計では目標値を下回る結果となった。

目標と実績（上段：目標値、下段：実績値、２年度は実績値のみ）　単位：千円

税　目	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
個人町民税・県民税	23,157	16,000	13,000	10,000	8,000	6,000
		18,395	10,767	17,330	18,451	12,927
固定資産税・都市計画税	17,088	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000
		13,856	11,577	19,447	16,083	13,010
町税合計	42,451	33,000	28,000	23,000	19,000	15,000
		34,429	23,523	40,024	37,935	27,704
国民健康保険税	81,959	80,000	70,000	60,000	50,000	50,000
		60,350	36,853	53,728	36,778	18,730
合計	124,410	113,000	98,000	83,000	69,000	65,000
		94,779	60,376	93,752	74,713	46,434

４　差押

滞納者の預貯金、不動産、自動車など差押可能な財産について徹底した調査を実施し、差押えを行った。目標を達成できた年度もあり、計画期間全体での差押件数は2,042 件、５年間の平均は 408 件であったが、滞納の早期解消のためには毎年度継続的に目標を達成することが重要である。

目標と実績（上段：目標値、下段：実績値、２年度は実績値のみ）　　単位：件

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
差押件数	369	400	400	400	400	400
		437	371	381	461	392

５　各取組

高額滞納者（滞納額 50 万円以上）の徴収を強化した結果、令和７年度の高額滞納者数は令和２年度比で 131 人から 57 人へと 74 人（56.5%）減少し、全滞納者数も 1,584 人から 1,406 人へと 178 人（11.2%）減少した。このことが収納率の向上に寄与した。

また、個人町民税については、地方税法第 739 条の５に基づき埼玉県に徴収を移管し、厳しく徴収対策を実施した。

さらに、令和元年７月の自動音声電話催告システム導入により、効率的な催告が可能となり、現年課税分の滞納者に対する早期徴収の強化につながった。

単位：人

区　分	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
高額滞納者数	131	89	49	42	39	57
全滞納者数	1,584	1,517	1,548	1,338	1,273	1,406

第２章　町税等の現状と課題

１　現年課税分

本町における町税合計の現年課税分収納率は、令和３年度に上昇したものの、令和４年度以降は新型コロナウイルス感染症や高額な過年度随時課税の影響により伸び悩み、令和７年度は 99.17％で目標値を下回っている。

この状況を改善し目標値に到達させるためには、現年課税分の徴収強化と徹底した滞納処分を実施し、納税者全員に納期内納付を徹底させ、滞納繰越を防止する取組が必要である。

２　滞納繰越分

本町の令和７年度における滞納の状況は、滞納額 50 万円以上の高額滞納者が全滞納者のうち 4.1％を占め、滞納額は全滞納額のうち 36.4％を占めている。令和２年度の 55.0％から比較すると 18.6 ポイント低下しており、50 万円以下の滞納者が増加していることがうかがえる。

これは、物価高騰により納税者の生活が厳しくなっていることや、国民健康保険税の税率改正等が影響しているものと考えられる。滞納額が高額化する前に文書催告や電話催告を実施し早期解消を図ることは、納税者にとっても有益であるため、丁寧な対応を心がけながら積極的に取り組む必要がある

滞納総額のうち、高額案件（50 万円以上）の占める割合　　単位：円、％

税　目	年度	全滞納額	高額滞納合計	割合
個人町民税・県民税	７年度	47,950,849	15,991,821	33.4
	２年度	47,599,994	17,563,984	36.9
	増減	350,855	△1,572,163	△3.5
固定資産税・都市計画税	７年度	29,014,623	11,278,600	38.9
	２年度	117,881,652	86,011,359	73.0
	増減	△88,867,029	△74,732,759	△34.1
町税合計	７年度	82,080,715	27,470,521	33.5
	２年度	171,254,948	104,163,226	60.8
	増減	△162,974,233	△76,692,705	△27.3
国民健康保険税	７年度	83,766,695	32,842,836	39.2
	２年度	153,439,567	74,374,945	48.5
	増減	△69,675,872	△41,532,109	△9.3
合　　計	７年度	165,847,410	60,313,357	36.4
	２年度	324,694,515	178,538,171	55.0
	増減	△158,847,105	△118,224,814	△18.6

滞納となった税を徴収することは、徴収職員にとって当然の責務であるが、明らかに回収不能となった税を無為に滞納として残し続けることは債権管理の適正さを欠き、それらの管理に無駄な時間を費やすことになる。

そのため、あらゆる調査の結果、客観的に回収できないと判断した場合には、地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止を行う必要がある。

執行停止については、平成28年８月１日改訂の「滞納処分の執行停止基準」に基づいて実施しており、今後についても租税負担の公平の確保を図る観点から、特に慎重に実施していかなければならない。

３　税目

(1) 個人町民税

個人町民税は、令和５年度および令和６年度の随時課税により高額滞納が発生した影響もあり、目標とした収納率に達することができない状況であった。令和７年度の現年課税分の収納率は、普通徴収が96.0%、特別徴収が99.8%である。

令和８年度以降、前年度以上の収納率向上を達成するためには、特に普通徴収の納税者の収納率向上が不可欠である。また、新たに特別徴収納税義務者となった事業所（者）が滞納者とならないような取組が必要である。

さらに、年度中の随時課税により新たな高額滞納が発生するケースがあるため、課税担当と納税担当が情報を共有し、連携して早期の納付勧奨および滞納整理に着手する必要がある。

(2) 固定資産税

固定資産税は、高額滞納案件の解消により着実に収納率を向上させつつあるが、県平均以下の収納率であること、および滞納繰越分の収納率が伸びていないことから、更なる滞納整理の強化が必要である。

(3) 国民健康保険税

国民健康保険は、収入の多寡に関わらず加入しなければならず、このことが収納率に影響している。収納率については、外国人の収納率が日本人と比較して低い状況である。

令和５年 12 月に「毛呂山町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱」を定め、納付方法を原則口座振替とすることで収納率向上を図っている。第３期埼玉県国民健康保険運営方針に掲げられた目標達成に向けた取組を徹底し、収納率目標を達成できるよう滞納整理を進めていく必要がある。

【参考】運営方針に掲げられた、目標収納率達成のための４つの重点項目

①納期内納付の促進

②現年度分の早期処理による確実な徴収

③滞納繰越分に対する滞納処分の強化

④徴収できない事案の確実な停止処理

第３章　計画期間

本プランの計画期間は、令和８年度から令和 12 年度の５年間とする。

ただし、計画期間中においても他の計画との整合性を図るため必要に応じて見直しを行う。

第４章　目標

１　事業目標

税務課では、第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画に掲げた成果指標の達成を目指し、賦課および納税を担当する係それぞれに年度目標を設定している。

年度ごとに目標を設定し、各業務の数値化を通じて業務の客観性を高め、問題点を明らかにし、改善を図るよう努める。

事業目標	現年分納税率、前年度比＋0.1 以上を達成する賦課徴収
令和８年度数値目標（納税係）	財産調査　43,000 件（うち給与調査 150 件）以上
	差押件数　400 件以上

２　収納率

目標（令和７年度は実績値）

単位：％

税目		７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度	12 年度
個人町民税	現年	99.06	99.19	99.31	99.44	99.56	99.69
	滞繰	36.70	37.45	38.20	38.95	39.70	40.45
	合計	98.17	98.16	98.49	98.78	99.03	99.27
固定資産税	現年	99.20	99.35	99.50	99.65	99.70	99.80
	滞繰	24.36	25.86	27.36	28.86	30.36	31.86
	合計	97.90	98.15	98.42	98.69	98.85	99.04
町税合計	現年	99.17	99.40	99.50	99.60	99.70	99.80
	滞繰	29.85	31.00	32.15	33.30	34.45	35.60
	合計	98.12	98.31	98.57	98.81	99.02	99.22
国民健康保険税	現年	93.54	93.94	94.33	94.73	95.12	95.50
	滞繰	40.27	40.32	40.37	40.42	40.47	40.52
	合計	88.05	88.05	88.94	89.79	90.61	91.39

３　滞納繰越額

滞納繰越額については、適正な滞納処分により毎年度圧縮に努める。

目標（令和７年度は実績値）

単位：千円

税　目	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度	12 年度
個人町民税	27,544	22,000	17,500	14,000	11,000	8,000
固定資産税	27,540	24,500	22,000	20,000	18,000	14,500
町税合計	62,286	53,000	45,500	39,000	34,000	26,500
国民健康保険税	85,234	76,500	69,000	62,000	55,500	51,000
合計	147,520	129,500	114,500	101,000	89,500	77,500

４　差押

滞納額および滞納者の圧縮を目標とする中、毎年度 400 件の差押件数を目標として設定し、さらなる収納率向上に努める。

目標（令和７年度は実績値）

単位：件

差押件数	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度	12 年度
	392	400	400	400	400	400

第５章　基本方針

納税者は、「定められた納期限までに自主的に納めること」が原則である。

納期限内に自主納付がされなかった税金については、滞納整理を進め、収納に努めなければならない。

本プランでは、以下の５項目を柱とし、納期内納付の推進および滞納整理の強化により、安定した町税および国民健康保険税の収入を確保するとともに、収納率向上に努める。

１　現年課税分の徴収強化

２　滞納繰越分の早期完結の徹底

３　納税相談等の充実

４　納税環境の整備

５　課税客体の的確な把握

第６章　具体的な取組

１　現年課税分の徴収強化

翌年度への繰越（滞納繰越）を増加させないよう、現年課税分の未納者を抑制する。

(1) 口座振替の推進

安全で便利な口座振替は、納期内収納率向上およびコスト面において非常に有利な納税手段であることから、積極的に推進していく。令和９年度から実施する全期前納口座振替（第１期に一括して口座振替する方法）を納税者に周知し、期別振替から変更するよう促していく。

また、令和６年度から実施している「町税口座振替推進キャンペーン」を継続し、引き続き納税通知書封筒や町公式ホームページ・ＳＮＳ等を活用して口座振替を推進するとともに、納税者が役場や金融機関を訪れることなくインターネット上で手続きが完結するＷｅｂ口座振替受付サービスについても導入を検討する。

(2) 給与特別徴収の徹底

地方税法および町税条例に基づき、特別徴収すべき対象者を特別徴収義務者に指定する（全従業員が普通徴収切替理由に該当する場合等を除く。）。

(3) 初動勧告の強化

滞納者を増やさないことが最重要課題であるため、督促状発送後、なおも未納となっている者に対して自動音声電話催告システムによる電話催告を実施するとともに、さらなる効果が期待できるＳＭＳ配信による催告を検討する。

(4) 早期滞納処分の着手

初動勧告により納付に結びつかない場合には、早期滞納処分に着手する。

(5) 新給与支払報告書を活用した給与照会、給与差押えの実施

１月末に提出される新給与支払報告書を活用し、給与照会および給与差押えを実施する。

(6) 外国人を雇用する特別徴収義務者への周知

外国人を雇用する事業所に対し、「外国人従業員の退職・帰国時の一括徴収等の個人住民税制度」に関する内容を周知し、徴収強化を図る。

２　滞納繰越分の早期完結の徹底

税の公平の観点から、納税に関して誠意のない滞納者に対しては毅然とした姿勢で対応する。また、滞納者の生活状況等の把握に努め、個別事情を斟酌しながら、自主納付が習慣化するよう努め、滞納額の圧縮を図る。

(1) 財産調査の徹底

財産調査を徹底し、差押可能財産を発見した場合は、速やかに滞納処分を実施する。

(2) 執行停止

「滞納処分の執行停止基準」に基づき調査を行い、地方税法第 15 条の７に基づく滞納処分の停止を実施する。また、事案によっては、一部執行停止を実施する。

(3) 高額滞納案件の徴収強化

50 万円以上の高額滞納案件については滞納整理を優先的に進め、滞納繰越分の圧縮に努める。町県民税の高額滞納案件については、埼玉県個人県民税対策課および飯能県税事務所との連携により滞納整理を実施する。

(4) 意識啓発

毎年 10 月から 12 月を「県税・市町村税滞納整理強化期間」と設定し、埼玉県と県内市町村が一体となって滞納整理に取り組む強い姿勢を、広報紙等を通じて滞納者に示していく。

３　納税相談等の充実

納税相談は、滞納者の状況を把握する貴重な機会である。今後の滞納処分の方向性を判断するため、次の手順で納税相談を実施する。

(1) 聞き取り

今後の処分方針を決定するため、滞納者ごとに滞納原因を十分に聞き取り調査する。特に、多重債務で納付が困難になっている滞納者には、相談窓口を案内し、生活再建から滞納解消まで繋げる。

(2) 自主納付の促進

給与や年金所得者の場合、法定での差押可能額を仮算定し提示することで、自主納付の重要性を説明し、納税が義務であることを強く認識させる。

また、営業所得や不動産所得がある場合、取引先等への調査の結果、売掛金や請負代金も差し押さえる可能性があることを説明する。

(3) 猶予制度

申請により徴収の猶予制度や換価の猶予制度が該当になる場合があるため、聞き取り調査を徹底する。

(4) 各課連携

聞き取り調査の状況によっては、福祉課や高齢者支援課等と協力し対応する。特に、滞納のある外国人が転出手続き等で役場に来庁した際は、住民課と連携して対応し、納税相談の機会を確保する。

(5) 分納の申出に対する対応

令和７年２月に策定した「毛呂山町分割納付取扱モデル基準」を勘案し、滞納繰越分の早期解消につなげる。

4　納税環境の整備

納税者の納付機会を拡大し、納付しやすい環境整備に努める。

(1) 土曜開庁等の実施

平日の来庁が困難な納税者に対応するため、土曜開庁において納税や納税相談を実施する。

(2) コンビニ納付の継続

24 時間納付可能なコンビニエンスストアからの納付が便利であるという納税者からの意見を反映し、今後も継続する。

(3) 地方税共通納税システムの活用

令和元年 10 月より、エルタックスを活用した地方税共通納税システムの運用が全国的に開始された。当該システムの導入により、地方税の電子納税が可能となり、令和５年４月からはｅＬ-ＱＲ（二次元コード）が印字された納付書は全国の金融機関で納付が可能となった。また、「ｅＬお支払サイト」を利用してクレジット納付およびスマホ決済アプリでの納付ができるようになり、納税者の利便性が向上した。

今後も税務関係事務の合理化および納付方法の多様化に対応するための機能拡張が見込まれるため、システム改修等に適切に対応していく必要がある。

5　課税客体の的確な把握

(1) 居所不明者に対する実態調査

納税通知書等の送付先確定は重要であり、居所不明者の実態調査を庁内各所管の連携・協力体制下で実施し、適正な賦課実現に向けた取組を行う。

(2) 固定資産税・都市計画税の適正賦課

航空写真等を活用し、土地および家屋の現況把握に努め、現地調査を実施する。また、償却資産の未申告者に対して申告指導を行う。

(3) 未申告調査の実施

個人住民税の未申告者について、複数回の個別呼び出しによる申告勧奨を継続する。

(4) 国民健康保険被保険者資格の適正化

国民健康保険の被保険者資格と国民年金の第１号被保険者資格が相違する者を把握し、国民健康保険資格喪失に関する届出勧奨を継続する。

(5) 特別徴収義務者への周知

外国人を雇用する事業所に対し、「外国人従業員の退職・帰国時の一括徴収等の個人住民税制度」に関する内容を周知する。

6　その他

(1) 徴収関係機関との連携

滞納整理に関する情報収集および徴収連携のため、税務署、飯能県税事務所、各市町村等との相互協力体制を強化する。

(2) 徴収実務アドバイザーの活用

滞納整理に際して、基本的な事項の確認だけでなく、効果的・効率的な進め方や法律的部分に疑義がある場合等に、埼玉県で委嘱している徴収実務に関する専門知識と経験を有するアドバイザーを積極的に活用し、問題解決に努める。

(3) 戻り便調査の徹底

督促状や催告書が戻り便となった場合について、特に町外の滞納者の場合には実態調査を優先して実施し、追跡調査を徹底することで、単純時効の抑制に努める。

(4) 事務効率の向上

複雑多岐にわたる業務について、業務をマニュアル化し、また、税制改正等の情報を常に把握する。

(5) 会計年度任用職員の活用

職員が滞納処分に専念できる体制を整えるため、徴税吏員でなくてもできる事務については、会計年度任用職員を活用し、効率的かつ正確な徴収事務を実施する。

(6) 電子化への対応

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和8年7月閣議決定）において、国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化が盛り込まれるなど、税務分野の電子化がより強力に進められている。今後の動向に注視し、適切に対応していく。